

防地地（事）第 2 4 6 号
令和 7 年 4 月 1 日

各地方防衛局長 殿

事務次官
(公印省略)

民生安定施設の改修工事に係る補助の割合について（通達）

標記について、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和 4 9 年政令第 2 2 8 号）第 1 2 条及び附則第 4 項の規定に基づき、別紙のとおり定められたので通達する。

なお、民生安定施設の改修工事に係る補助の割合又は額について（防地周第 1 3 4 5 8 号。2 3．1 1．8）は、廃止する。

添付書類：別紙

民生安定施設の改修工事に係る補助の割合について

民生安定施設の改修工事のうち、補助の割合を定める施設に係る補助の割合は、次の表のとおりとする。

ただし、令和 7 年度以降の年度の予算に係る国の補助（令和 6 年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和 7 年度以降の年度に支出すべきものとされた国の補助を除く。）について適用し、令和 6 年度以前の年度の予算に係る国の補助で令和 7 年度以降の年度に繰り越されたもの及び令和 6 年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和 7 年度以降の年度に支出すべきものとされた国の補助については、なお従前の例による。

補 助 に 係 る 施 設	補助の割合
老人福祉法第 20 条の 7 に規定する老人福祉センター	10 分の 7.5
一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設（学校（幼保連携型認定こども園を除く。）の施設を除く。）	10 分の 7.5
公園、緑地その他の公共空地	3 分の 2（土地の取得に要する費用に係る補助については 10 分の 5）
農業用施設	
農民研修施設	3 分の 2
農民集会施設	3 分の 2
林業用施設	
林業研修施設	3 分の 2
漁業用施設	
漁民研修施設	3 分の 2
その他防衛大臣が指定する施設	
商工業に関する調査研究、研修若しくは指導又は商工業者の集会の用に供する施設（音響による障害の緩和を必要とする施設に限る。）	3 分の 2
市町村の主たる事務所	10 分の 7.5
市町村の消防の用に供する庁舎	10 分の 5

注：1 防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金交付要綱（平成 19 年訓令第 85 号。以

下「民生交付要綱」という。)第3条に規定する経費に補助の割合を乗じて得た額又は工事が行われる床面積に1㎡あたり571千円及び補助の割合を乗じて得た額のいずれか低い額を補助限度額とする。ただし、公園、緑地その他の公共空地及び市町村の消防の用に供する庁舎については、民生交付要綱第3条に規定する経費に補助の割合を乗じて得た額を補助限度額とする。

- 2 表に掲げる施設の整備に際して、防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱（平成19年防衛省訓令第121号）別表第2に規定する1級工事又は2級工事を実施するときは、1級工事の場合であっては1中「571千円」とあるのは「629千円」と、2級工事の場合であっては1中「571千円」とあるのは「606千円」と読み替えるものとする。